様式２

指定管理者の管理運営に関する総括評価票

所　　管　　課	観光振興課/坂本支所地域振興課
評 価 対 象 期 間	令和6年4月1日 ～　令和8年3月31日

Ⅰ　指定概要

施設概要	名　　称	坂本憩いの家
	所 在 地	八代市坂本町鶴喰８９３
	設置目的	市民等の利用に供することにより、健康づくりと交流を促進し福祉の充実に資するため。
指定管理者	名　　称	坂本憩いの家
	所 在 地	八代市坂本町川嶽１０９１
指定管理業務の内容		1.温泉センターの利用許可に関する業務 2.温泉センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 3.前２号に掲げるもののほか、温泉センターの運営に関する事務で、市長のみの権限に属する事務を除く業務
指　　定　　期　　間		令和5年4月1日 ～ 令和9年3月31日　　3年

Ⅱ　利用状況

	令和7年度 （評価対象期間の最終年度）	令和6年度 （評価対象期間の初年度）	増減 ※評価対象期間の最終年度と初年度との比較
開　館　日　数	309	310	▲ 1
施設利用者数	13,307	15,170	▲ 1,863
施設稼働率	99.0%	99.0%	0.0%
事業参加者数	13,307	15,170	▲ 1,863

Ⅲ　収支状況（評価対象期間全体）※最終年度は入れない。

（単位：千円）

	予　　算	決　　算	効　果　額	備　　考
収　　入	28,951	27,483	-1,468	
指定管理料	19,340	19,340	0	
利用料金	7,887	7,056	-831	
その他（雑収入）	1,724	1,087	-637	
支　　出	28,382	29,884	-1,502	
人件費	9,579	10,847	-1,268	
修繕費	65	183	-118	
備品購入費	528	474	54	
光熱水費	14,686	14,585	101	
その他（税・仕入等）	3,524	3,795	-271	
収　　支	569	-2,401	-2,970	

Ⅳ　評価結果

評価項目及び評価のポイント	配点	評価レベル	得点
1　当該公の施設の設置目的の達成に関する取組み	30		22
（１）サービス向上の実現に向けた具体的な取組み	20	4	16
①開館時間・休館日の運用			
②利用者数の状況			
③自主事業の実施状況			
④施設、事業等の広報			
⑤サービス向上のための自主的な取組状況			
（２）利用者満足度	10	3	6
①アンケート結果			
②ニーズ等を把握し、繋栄した管理運営状況			
③苦情等の増減（対応）			
④利用者への情報提供（発信）			
［評価の理由］ 来客数はコロナ・令和２年水害以前の水準にはないが、最も来客少ない令和３年からは、緩やかに来客数も戻り、横ばい状態である。回数券利用によるリピーター獲得や地域農家連携した野菜販売など、顧客サービス向上に努めている。利用者アンケートを実施しサービス改善に努めているが、一部改善に時間を要している。			
2　管理経費縮減に関する取組み	20		12
（１）経費節減のための工夫と効率的な運営の仕組み	10	4	8
①備品・消耗品の適正な管理			
②省エネルギーへ取り組み			
③会計処理			
（２）収入の増加	10	2	4
①収支状況			
［評価の理由］ 備品・消耗品は適正に管理され、会計処理も適正に行われた。 物価高騰や燃料・光熱水費、人件費の上昇により厳しい経営環境にある中、経費削減に努めているが、配置人員については検討が必要と思われる。			
3　当該公の施設の管理を安定して行うために必要な取組み	30		21
（１）施設管理手法及び維持管理体制	15	3	9
①適正な人員配置			
②勤務者の教育・研修			
③施設・設備、備品の管理（点検や修繕等）			
（２）平等利用、安全対策、危機管理体制など	15	4	12
①緊急事態の対応（準備）			
②個人情報保護・情報公開及び守秘義務			
③文書の整理保存			
［評価の理由］ 文書整理・管理は適切に実施されていた。 観光施設として利用者の満足度向上に係る職員接客等の教育研修も更に必要と思われる。			

4　その他の取組み		20		16
（１）市民に親しまれる施設にする為の取組み		10	4	8
	①地域との連携及び他の公共施設との連携			
（２）地域雇用への配慮		10	4	8
	①地域企業との連携・地域雇用（地域貢献）			
［評価の理由］ 地域団体と連携したイベントの開催など、地域に親しまれる施設づくりに取り組んでおり、地域との関係づくりに努めている。また、雇用に関しても坂本町在住や縁がある人材が多く、地域雇用にも配慮した運営が行われている。				
合　　計		100		71

【総合評価結果】

合計得点	７１	評価ランク	C

【評価レベル】

評価レベル	乗　率	内　容	備　考
５	100%	良　い	目標(計画)を大幅に上回り、優れた管理運営がなされている
４	80%	↑	目標(計画)を上回る管理運営がなされている
３	60%	普　通	目標(計画)通り適性に管理運営がなされている
２	40%	↓	目標(計画)を下回る管理運営がなされている
１	20%		目標(計画)を大幅に下回る管理運営がなされている
０	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

【各評価項目の得点の算出方法】

各評価項目の得点　＝　各評価項目の配点　×　評価レベル（乗率）

【総括評価】

Ａ：総合評価の結果、特に優れていると認められる
（合計得点が９０点以上）
Ｂ：総合評価の結果、優れていると認められる
（合計得点が８０点以上９０点未満）
Ｃ：総合評価の結果、適性であると認められる
（合計得点が６０点以上８０点未満）
Ｄ：総合評価の結果、努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点以上６０点未満）
Ｅ：総合評価の結果、かなりの努力が必要であると認められる
（合計得点が２０点未満）

【次回選定時の措置】

Ａ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を加点する。
Ｂ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を加点する。
Ｃ評価の指定管理団体は、加点・減点を行わない。
Ｄ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の５％を減点する。
Ｅ評価の指定管理団体は、審査項目の一部に配点合計の１０％を減点する。

※複数の施設について、一括して指定管理者を公募する場合は、各施設の「指定管理者の管理運営に関する総括評価表」総合評価結果の合計得点の平均点により評価ランク（Ａ～Ｅ）を決定する。